

令和6年度(2024年度)  
第3回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時

令和7年(2025年)1月10日(金)午後2時00分～4時00分

2 場 所

越谷市中央市民会館 5階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員

井上会長、三浦副会長、片平委員、園田委員、高橋委員、番場委員、堀内委員  
※欠席：大野委員、野田委員

(2) 事務局

総務部総務課：筋課長、大久保副課長、石塚主幹、石井主任

(3) 諮問実施機関

保健医療部健康づくり推進課：宮城課長、渡辺調整幹、山内副課長、  
岡和田主幹、鈴木主査、斎藤主事  
市長公室行政デジタル推進課：坂田調整幹、亨主幹、黒須主任

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

なし

6 合意・決定事項等

(1) 特定個人情報保護評価書の第三者点検【健康づくり推進課】

「予防接種に関する事務」

意見照会の内容について、承認された。

(2) 特定個人情報保護評価書の第三者点検【健康づくり推進課】

「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」

意見照会の内容について、承認された。

7 会議内容

別紙「会議録要旨」のとおり

## 8 会議資料

### (1) 審議事項資料

- ① 業務システム標準化に伴う特定個人情報保護評価の再実施について、評価書の構成及びチェックリストについて及び第三者点検説明資料【総務課】
- ② 特定個人情報保護評価書意見照会書、健康づくり推進課の業務について、システム連携図、特定個人情報保護評価書(案)及びチェックリスト（予防接種に関する事務・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務）【健康づくり推進課】

令和6年度(2024年度)  
第3回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録要旨

## 1 開 会

- 司会（筋課長）による開会挨拶、会議資料の確認等
- 議長（井上会長）による議事進行へ移行
- 傍聴者の確認 ⇒ 傍聴者なし

## 2 審 議

## (1) 特定個人情報保護評価書（予防接種に関する事務）に関する意見照会について

## 【諮問】

健康づくり推進課の「予防接種に関する事務」における特定個人情報保護評価書（以下、「評価書」という）の適合性及び妥当性について、審議会の意見を求めるもの

## 【審議】

- 事務局及び諮問実施機関が、資料に基づき、「特定個人情報保護評価の再実施及び第三者点検について」及び諮問趣旨を説明

## ● 質疑応答

- 1 評価書案7ページの連携図について、健康管理担当課のイラスト（人の絵）が健康管理担当端末の枠外に記載されているが、健康管理担当課の端末ではないということか。

また、[14] 助成金申請の矢印の位置に違和感を覚える。第2回審議会の際の課の連携図と表現が異なるため、整合を図ったほうがよい。

（諮問実施機関）

健康管理担当課とは健康づくり推進課を表しており、健康管理担当端末は健康づくり推進課の端末を表している。

助成金申請の図については、越谷市に対して申請を行い、健康管理担当課で処理をするという意味でこの位置に矢印を記載している。

- 2 評価書案7ページの連携図について、事前送付資料から差替えが行われたが、変更箇所はどこか。

(諮問実施機関)

変更前資料には「[11] 接種結果データ」があるが、新型コロナウイルス感染症のシステム（VRS）の廃止に伴い、削除すべきものであったため、削除している。

[11] は本来、健康管理システム内の勧奨通知、結果登録、分析であったため、そのように変更している。

また、当該情報の入力を健康管理担当課が行っているため、人のイラストに矢印をつなげている。

以上の3か所が変更箇所である。

- 3 バックアップ情報の使い方が明確に書いていない。バックアップをとることやデータ消去の方法は書いてあるが、それが十分かどうか触れていない。評価書にも書いておいたほうがよいのではないか。また、バックアップをとっていることを確認しているか。

(行政デジタル推進課)

消去が十分にされるかどうかについては、機器の処分時にデータが残留しないように、クラウド事業者が物理的な破壊、復旧できないような論理的な消去（NIST800）の措置を行う。クラウド側の消去は十分にされる。

クラウド事業者において、6世代データを保存することになっており、職員が操作を誤って消してしまっても復旧が可能になっている。データセンターも国内複数の場所で保管しているため、被災時の心配もない。

クラウド事業者へは年1回監査を行い、バックアップの有無を含め実態を確認する。クラウド事業者のガバメントクラウド運用管理の部分の監査の方法は今後の検討事項であるため、詳細はこれから詰めていく。

- 4 保健センターは出先機関だと思うが、文書保管は独自の方法なのか、市役所（本庁）と同様か、どのような方法で行うのか。

(諮問実施機関)

市役所（本庁）の方法に準拠しているため同様である。

- 5 「定期的」という文言がよく出てくるが、明確な期間等が記載されていない。これから決まるのか、既に決まっているのか。

また、事前に許可されている場合にはデータを持ち出してよいのか、その際のルールが明確に書いていない。

基本的には持ち出ししてはいけないということか。公表できないもののだとしても、市の内規として持ち出し等に関するルールが定められているのか。

(行政デジタル推進課)

データについては、マイナンバーを住民記録に紐づけて登録しているものというのではなく、副本データとして中間サーバに予防接種の情報を送って登録しているものである。削除のタイミングは、中間サーバに乗せるデータを改版したときなどの、決められたタイミングから5年経過後に削除するというような決まりがある。

ガバメントクラウドでの措置としては、機器が物理的に古くなると取り外しが必要になるが、その際にはデータを消去し、内部で許可をとった上でないと持ち出しができないように決められている。処分するときの持ち出しについては、許可されていないものは持ち出しすることができない。

ガバメントクラウドに保存されているものについては、ガバメントクラウドでのルールで定められている。

健康づくり推進課等、越谷市で扱う範囲においては、セキュリティーポリシーや実施手順という内規においてルールを決めている。

持ち出しについては、許可されていないと持ち出しすることができない。

(諮問実施機関)

予診票等の紙文書については、予防接種法で5年保管の定めがあるため、5年保存してその後削除している。

越谷市で管理する部分については、市の内規でルールを規定しており、評価書に記載することはできないが、当該内規に則って市職員は対応している。

## 6 第2回審議会で話し合った内容が反映されたものは後で公表されるのか。

評価書の記載内容は抽象的であるため、審議会における意見が評価書に反映されればよいと思う。

評価書に詳細に記載できない内規の内容であれば、ルールに則ってというような文言を答申に入れる必要があると思われる。

(総務課)

議事録を作成し、公表する。答申の内容については、審議会におけるご意見も含めてこの後、答申案を検討していただくため、そこで議論いただきたいと思っている。

## 【結果】

意見照会の内容の適合性・妥当性について承認された。

- (2) 特定個人情報保護評価書（新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務）に関する意見照会について

## 【諮問】

健康づくり推進課の「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」における特定個人情報保護評価書の適合性及び妥当性について、審議会の意見を求めるもの

## 【審議】

- 事務局及び諮問実施機関が、資料に基づき、「特定個人情報保護評価の再実施及び第三者点検について」及び諮問趣旨を説明

- 質疑応答

- 1 委託先に医師会と記載があるが、予防接種に関する事務には医師会の記載はなかった。医師会の記載がない理由は何か。

マイナ保険証が病院で使われるため、マイナンバーが紐づけられ、個人情報が知られているはずである。

医師会の位置づけが間違っているように見える。いずれの事務でもしていることが同じであるのに表記が異なっているのは違和感がある。

(諮問実施機関)

予防接種についても、医師会に委託はしているが、予防接種は医師会に入っていない市外、県外の医療機関等も助成金対応で業務を行っている。従って、医療機関等という表記にしている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法には未知の感染症が発生した場合に迅速な対応ができるようにという主旨があるため、市内の病院、医師会という表記にしている。

新型コロナウイルス感染症も当初は特措法だったが、その後すぐ予防接種法の事務になっているため実例がない。

未知の感染症の際に備えてのものであり、その際は迅速な対応が必要となり、なおかつ、その場合は県外等で接種したものは助成金対応にもならないため、そういった違いから表現を分けている。

新型コロナウイルス感染症の初期の対応と合わせている。

予防接種は医療行為ではないので、マイナ保険証を使って本人確認することはあっても、医療費の確認のためにマイナンバーを用いることはない。マイナンバーカードを用いて受診するという医療行為とはまた別ということになる。

- 2 移行という表現が色々な部分に出てくるが、データの移行というと古い環境から新しい環境へコピーを行うというような処理であり、1回だけだと認識しているが、その認識で間違いはないか。

(行政デジタル推進課)

ガバメントクラウドに移行するのは1回のみである。

#### 【結果】

意見照会の内容の適合性・妥当性について承認された。

答申案について、2事務共通する内容であるため、まとめて審議を行った。審議中に挙げられた意見を踏まえ、事務局より修正案を提示し、承認を得た。

第2回審議会で諮った2事務に関する答申についても、同様の修正を行うことを報告した。

### 3 その他

- 第1回審議会（令和6年9月24日）の「令和5年度の個人情報保護委員会への報告事項について」概要をまとめた資料を配布した。

- 質疑応答

- 1 個人情報保護法の見直しがされると思うが、次回の改正の際には新旧対照表のような抜粋された資料をもらえると分かりやすい。

(総務課)

国で検討段階であり、具体的には示されていないが、国から示された際には審議会にて改めて報告する。

### 4 閉会

- 司会（筋課長）による閉会挨拶